

証券コード 7717
2020年6月4日

株 主 各 位

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
株式会社ブイ・テクノロジー
代表取締役社長 杉 本 重 人

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
横浜ビジネスパーク ウエストタワー 7階 大会議室
（裏面の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎ インターネットによる開示について

- ・ 次の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

- ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.vtec.co.jp/>

<必ずお読みください>

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、本総会へのご来場を控えていただきますようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、書面による方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して応対させていただきます。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただく場合がございます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ・本総会は、議場での報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。

※本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイト (<https://www.vtec.co.jp/>) に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の概況

当連結会計年度における世界経済は、中国内で始まった新型コロナウイルスの世界的な大流行により経済活動が損なわれ、過去に前例のない規模と速さで後退に転じました。

米国では、3月に国家非常事態が宣言され、外出規制等の感染対策が全米各地で実施される中、サービス業を中心に経済活動が停止し個人消費及び設備投資は大幅に落ち込みました。

中国では、湖北省で都市封鎖や外出規制が4月上旬まで実施された他、各地で厳格な感染防止対策がなされ経済活動が極度に落ち込み、小売売上高や固定資産投資は極端に減少しました。一方、徹底した感染対策により、感染者数はピーク時と比べ大幅に抑制されつつあり、経済活動再開の兆しも確認されました。

国内においては、感染者数急増に伴う外出自粛や世界的な景気後退の懸念から個人消費及び設備投資は低迷しました。

フラットパネルディスプレイ（FPD）市場においては、当社の主要顧客である中国大手FPDメーカーの多くが、厳しい感染対策の影響を受け、パネル製造を縮小すると同時に新工場及び新規の生産ラインについて立上げの延伸を決定した一方で、一服していた設備投資の商談に動きがありました。

当連結会計年度の当社グループの連結業績につきましては、売上高は543億2千2百万円（前期売上高721億3千2百万円）、営業利益は57億7百万円（前期営業利益166億2千8百万円）、経常利益は62億9百万円（前期経常利益167億6千7百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億7千7百万円（前期親会社株主に帰属する当期純利益109億1百万円）となりました。

当連結会計年度の当社グループの受注金額は、225億3千2百万円（前期474億3千万円）となりました。この結果、当連結会計年度末の受注残高は591億4千5百万円（前期909億3千5百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は38億3千万円であり、その主なものは機械装置であります。なお、金額には自社利用ソフトウェアの購入による無形固定資産の取得1億9千8百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものはありません。

(2) 重要な事業再編等の状況

2019年8月に、株式会社ナノシステムソリューションズを株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

当社子会社のV Technology Korea Co., Ltd.とVN Systems Korea Co., Ltd.は、2019年4月1日を効力発生日として、V Technology Korea Co., Ltd.を存続会社とする吸収合併を行いました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 2016年4月から 2017年3月まで	第 21 期 2017年4月から 2018年3月まで	第 22 期 2018年4月から 2019年3月まで	第 23 期 (当連結会計年度) 2019年4月から 2020年3月まで
売 上 高(百万円)	45,376	66,067	72,132	54,322
経 常 利 益(百万円)	5,406	12,370	16,767	6,209
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,813	7,837	10,901	3,277
1株当たり当期純利益	577円 48銭	1,582円 84銭	1,108円 74銭	338円 99銭
総 資 産(百万円)	47,563	64,786	80,304	75,146
純 資 産(百万円)	13,796	21,114	27,985	29,361
1株当たり純資産額	2,469円 20銭	3,865円 50銭	2,776円 16銭	2,928円 74銭

(注) 1.1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、期中平均の発行済株式の総数(自己株式数を控除後)に基づき算出しております。

2.当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 2016年4月から 2017年3月まで	第 21 期 2017年4月から 2018年3月まで	第 22 期 2018年4月から 2019年3月まで	第 23 期 (当事業年度) 2019年4月から 2020年3月まで
売 上 高(百万円)	24,393	56,326	64,768	47,931
経 常 利 益(百万円)	1,561	11,172	15,328	5,654
当 期 純 利 益(百万円)	2,083	7,942	10,963	3,709
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	427円 61銭	1,604円 04銭	1,114円 98銭	383円 59銭
総 資 産 (百万円)	39,311	55,924	72,667	66,977
純 資 産 (百万円)	9,409	16,424	23,785	25,947
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,899円 99銭	3,315円 43銭	2,459円 01銭	2,682円 66銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、期中平均の発行済株式の総数（自己株式を控除後）に基づき算出しております。

2. 当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
V Technology Korea Co.,Ltd.	(単位：WON) 598百万	100.0%	韓国における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
V-TEC Co.,Ltd.	(単位：NTD) 8,550千	100.0%	台湾における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
Shanghai VN Systems Co., Ltd.	(単位：人民元) 6,461千	100.0%	中国における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
Kunshan V Technology Co., Ltd.	(単位：人民元) 4,712千	100.0%	中国における当社製品の受注営業及びテクニカルサポート
VEYON TECH LIMITED	(単位：人民元) 2,795千	50.0%	中国における当社製品の受注営業及び新規事業開拓
オー・エイチ・ティー(株)	(単位：円) 420百万	100.0%	各種電気検査装置の企画・開発・製造・販売
(株)ブイ・イー・ティー	(単位：円) 490百万	100.0%	次世代蒸着マスクの製造
(株)ナノシステムソリューションズ	(単位：円) 90百万	100.0%	半導体製造装置、検査装置、光学関連機器及び画像解析機器の開発・製造・販売

(注) 当社子会社のV Technology Korea Co., Ltd.とVN Systems Korea Co., Ltd.は、2019年4月1日を効力発生日として、V Technology Korea Co., Ltd.を存続会社とする吸収合併を行いました。

(5) 対処すべき課題

① 経営環境

当社グループは、グループの強みが最も発揮できるフラットパネルディスプレイ（FPD）や半導体などの市場で事業を展開しています。

当該市場においては、新型コロナウイルスの世界的な大流行により先行きへの不透明感が強まる中、感染対策としてのリモートワークの急速な拡大がFPDや半導体の新たな需要を生み出しています。また、AI、5G通信、IoT技術により実用化が見込まれる自動運転や遠隔操作等の無数のアプリケーションへ需要と期待は高く、これらの普及と実用化に不可欠なFPDや半導体は更なる進化を遂げながら、市場は着実に成長し続けると考えられます。

②中長期的な成長に向けた取組み

当社グループは、F P Dや半導体の製造に不可欠な付加価値の高い製品やサービスをお客様にお届けすることで事業を拡大してきました。

装置市場の様々な変化に臨機応変に対応すると同時に、新しい収益源確保の為にM&AやR&Dへの機動的な資金投入を狙い、製品生産をファブレス(外部委託)化しています。また、M&Aによる事業(技術)の獲得とR&Dによる新製品の事業化を重ねることで高い市場競争力を持つ数多くのF P D製造装置やシリコンウェーハ製造装置を製品ラインナップに加え、当社グループの競争力と価値の向上に成功しています。

現在もさらなる規模の拡大と収益の安定化の実現を目指し、F P Dや半導体用の次世代製造装置の開発、安定的な収益が期待できる消耗部材やサービス事業の開発、そしてF P Dと異なる半導体分野への進出に積極的に取り組んでいます。

③主な取組み

・次世代製造装置の開発

新製品で新たな製造プロセスへの参入を目指しています。具体的な取り組みとしては、T F T工程用の次世代のレーザーアニール装置(B L D A)やO L E D用の縦型蒸着装置の実用化に向けた研究開発に取り組んでいます。

また、これら新技術の早期の実用化を目指し、お客様である「Xianyang CaiHong Optoelectronics Technology Co., Ltd.」と合弁会社「Xianyang CHVT New Display Technology Co., Ltd.」を2019年8月に設立し、強固なパートナーシップの下、研究開発を推し進めています。

・部材・サービス事業の開発

デバイス製造に不可欠で安定的な収益が期待できる部材・サービス分野での事業立上げに取り組んでいます。

その第一弾として、O L E Dの歩留り改善と高性能化に貢献する次世代の蒸着マスクの提供を目指し、株式会社ブイ・イー・ティーを山形県米沢市に設立いたしました。同社は、金属と樹脂による独自のハイブリッド構造で従来製品では実現困難な高精細かつ高い歩留りを実現する蒸着マスクの製品化に取り組んでいます。

また、不良パネルの良品化を請け負うサービス(サルベージサービス)を提供する「V-Tech Shining Color Technology (Kunshan) Co., Ltd.」を2020年4月に設立しました。同社のムラ欠陥を修正する技術は、中小型

OLE Dの形状進化(例:カメラ用の切り欠き(ノッチ)や穴(パンチホール)の採用/折りたたみ等)に不可欠な技術として、高い評価を得ています。

・半導体製造装置などの異分野への参入

当社グループは、FPD市場と異なる市場への参入を目指し、企業のM&Aや中国企業との合弁会社設立などの取組みを重ねています。

具体的な取組みとしては、半導体製造装置を製造販売するZ-C S E T (Zhejiang Chip Sunshine Equipment Technology Co.,Ltd.)を中国海寧市に現地資本と合弁で設立しました。また、業務提携契約をイノテック株式会社と締結し、Z-C S E Tを拠点に、中国での受注活動を3社で展開しています。

さらに、2019年8月にウェーハ検査装置メーカーとして国内トップシェアを誇る株式会社ナノシステムソリューションズをM&Aにより完全子会社化しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、FPDの製造装置、検査装置、測定装置及び修正装置等の開発、製造及び販売を主要な事業と位置づけております。

区 分		主 要 製 品 名	
検 査 装 置 検 査 装 置	検 査 装 置	検査装置	Capricornシリーズ
	測 定 装 置	トータルピッチ測定装置	Mercuryシリーズ
		微小寸法測定装置	Venus CDシリーズ
		自動嵌合検査装置	Venus KAシリーズ
	観 察 装 置	マクロ観察装置	Asteroid IIシリーズ
修 正 装 置	修正装置	Jupiterシリーズ	
	修正装置	Taurusシリーズ	
製 造 装 置	露光装置	AEGISシリーズ	
	露光装置	RZシリーズ	

(7) **主要な事業所** (2020年3月31日現在)

当社	: 神奈川県横浜市
V Technology Korea Co.,Ltd.	: 韓国
V-TEC Co.,Ltd.	: 台湾
Shanghai VN Systems Co., Ltd.	: 中国
Kunshan V Technology Co., Ltd.	: 中国
VETON TECH LIMITED	: 香港
オー・エイチ・ティー株式会社	: 広島県福山市
株式会社グイ・イー・ティー	: (本社) 神奈川県横浜市 (米沢工場) 山形県米沢市
株式会社ナノシステムソリューションズ	: 沖縄県うるま市

(8) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
809名	38名増

(注) 上記使用人数には、嘱託社員及び派遣社員等の数は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
272名	－	45.9歳	7.0年

(注) 上記使用人数には、子会社への出向者、嘱託社員及び派遣社員等の数は含んでおりません。

(9) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱UFJ銀行	3,375百万円
(株) 三井住友銀行	2,107
(株) みずほ銀行	2,024
(株) りそな銀行	1,087
神奈川県信用農業協同組合連合会	760

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,180,600株
- ② 発行済株式の総数 10,057,600株
- ③ 株主数 9,384名 (前事業年度末比2,501名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
杉 本 重 人	1,174,600株	12.14%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	449,100株	4.64%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 5 3	225,600株	2.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	190,400株	1.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	173,300株	1.79%
大 和 証 券 (株)	124,000株	1.28%
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	111,300株	1.15%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	99,310株	1.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1)	98,100株	1.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7)	92,500株	0.95%

(注) 持株比率は、自己株式(388,111株)を控除して計算しており、また、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、2019年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は、35,180,600株に、発行済株式の総数は10,057,600株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）

回	次	第10回新株予約権
発行年月日		2016年9月2日
保有人数及び新株予約権の個数		取締役（社外取締役を除く）3名 1,100個
目的となる株式の種類及び株式の数		普通株式 220,000株
新株予約権等の払込金額		新株予約権1個当たり1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,352,000円 （1株当たり6,760円）
権利行使期間		2018年7月1日から2020年9月1日まで
権利行使の条件		<ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権者は、2018年3月期における有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が90億円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。 (2) 本新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるを取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2019年6月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

回 次	第11回新株予約権
発 行 年 月 日	2017年7月13日
保有人数及び新株予約権の個数	取締役（社外取締役を除く）3名 1,120個
目的となる株式の種類及び株式の数	普通株式 224,000株
新株予約権等の払込金額	新株予約権1個当たり4,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり2,104,000円 （1株当たり10,520円）
権 利 行 使 期 間	2019年7月1日から2021年9月1日まで
権 利 行 使 の 条 件	<p>(1) 本新株予約権者は、2019年3月期における有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が140億円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、上記の営業利益の判定において、新たな会計基準の適用等により本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。また、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

(注) 2019年6月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権
当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権はありません。

(3) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	杉 本 重 人	開発本部長 VETON TECH LIMITED 董事 (株)ブイ・イー・ティー取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	天 日 和 仁	生産本部長 V-Technology (Shanghai) Human Resource Management Co., Ltd. 董事長 Kunshan V Technology Co., Ltd. 董事長
取 締 役 員 執 行 役 員	神 澤 幸 宏	管理本部長 社長室長 経営企画室長 オー・エイチ・ティー(株)取締役 VETON TECH LIMITED 董事 (株)ブイ・イー・ティー監査役 Zhejiang Chip Sunshine Equipment Technology Co., Ltd. 監事 V Investment China Co., Ltd. 董事長
取 締 役	城 戸 淳 二	(株)ベジア代表取締役社長 山形大学卓越研究教授 同大学大学院理工学研究科有機デバイス 工学専攻
取 締 役	西 村 豪 人	MIRAI経営戦略研究所代表
常 勤 監 査 役	中 原 有 庸	
監 査 役	大 倉 修 和	
監 査 役	住 田 勲 勇	
監 査 役	宇 田 賢 一	事業創造大学院大学新潟地域活性化研究所教授

- (注) 1. 取締役城戸淳二氏及び西村豪人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大倉修和氏及び宇田賢一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宇田賢一氏は、金融機関での投資事業経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役西村豪人氏及び社外監査役宇田賢一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年6月26日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、梶山康一氏及び米澤良氏並びに勝原隆氏は取締役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	8名 (2名)	258百万円 (23百万円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5名 (2名)	32百万円 (14百万円)
合 計	13名	291百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会において、年額5億円（うち社外取締役分年額4,000万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役城戸淳二氏は、山形大学卓越研究教授、同大学院理工学研究科有機デバイス工学専攻であります。当社グループは、研究開発の一部を山形大学城戸研究室へ委託しており、当該研究の実施に必要な費用として山形大学に支払った当社グループ全体の委託費用は、過去3年間で年平均12百万円（消費税除く）ですが、これは2018年事業年度における国立大学法人山形大学の経常収益の額（41,932百万円）の0.02%に相当する額であり、極めて僅少であります。
同氏は株式会社ベジアの代表取締役社長であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外取締役西村豪人氏は、MIRAI経営戦略研究所代表であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外監査役宇田賢一氏は、事業創造大学院大学新潟地域活性化研究所の教授であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	城 戸 淳 二	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と豊富な専門知識を活かし、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	西 村 豪 人	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。会社経営の経験を踏まえ、広範な視野から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	大 倉 修 和	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。当社の事業運営に係る十分な経験と知識から、監査役として、取締役会及び監査役会において意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行い、また、その他の会議においても適宜必要な発言等を行っております。
監 査 役	宇 田 賢 一	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。会社経営の経験から、監査役として、取締役会及び監査役会において、意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行い、また、その他の会議においても適宜必要な発言等を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して監査証明業務に基づく報酬を支払っておりますが、金額が軽微なため記載を省略しております。

③ 非監査業務の内容

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して税務コンサルティング等に基づく報酬を支払っておりますが、金額が軽微なため記載を省略しております。

④ 解任又は不再任の決定の方針

会社都合のほか、法令違反等会計監査人の職務の執行に支障があり、改善されない場合に、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とします。

監査役会は、会計監査人が下記事項に定める項目のいずれかの場合に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任又は不再任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人解任又は不再任及びその理由を報告します。

- ・会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合
- ・会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ・その他、会計監査人の監督品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人が法令、定款を遵守し、社会倫理を尊重するため、コンプライアンス基本規程を整備し、社内に周知徹底、コンプライアンス意識の醸成を図る。

担当部門は、問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係る文書については、取締役会に定めるものの他、文書管理に関する規程を整備し、その保存媒体に応じて閲覧、保管、廃棄等の体制を構築する。また、稟議規程により、申請、決裁等の意思決定の具体的な手続きを定める。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内各規程遵守によりリスクの未然防止に努めると共に、リスクの発生に備え、その種類に応じた基本的な対応策を定め、損失発生 of 最小限化に努める。また、損失の程度に応じたディスクロージャー体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア) 取締役会の定時開催のみならず、適宜臨時に開催し、取締役、監査役間での情報の共有化、迅速かつ透明性のある意思決定に努める。

イ) 営業会議等の開催により取締役、監査役、使用人間での情報や問題意識の共有化を進める。

ウ) 職務権限、組織、業務分掌の社内各規程を整備し、取締役、使用人の職務、権限を明確にし、適切、効率的かつ透明性のある意思決定に努める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア) 企業集団としての体制

関係会社の統括責任者の設置など関係会社管理の体制を整備し、関係会社の的確な管理を通じて、当社グループの円滑な運営に努める。

イ) 子会社の取締役及び業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、当社との間で定めた営業成績、財務・経理、人事その他の経営上の重要事項を関係会社の統括責任者を通じて本社へ定期的に報告する。

ウ) 子会社の損失の危険の管理に対する体制

当社危機管理基本規程に、子会社も含めて当社グループ全体のリスク管理体制を定めると共に各子会社はその体制整備に努める。

エ) 子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の重要事項等を適時各子会社へ伝え、情報の共有化を図ることにより子会社の取締役の執行が効率的に行われるように努める。

オ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の行動規範、グループコンプライアンス基本規程を整備すると共に、関係会社の統括責任者及び本社監査室が内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその実効性を確保する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

ア) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人の処遇は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

イ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 監査役は、会計監査人、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から随時報告を受け、意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- イ) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ⑧ 監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないようにする体制
グループコンプライアンス基本規程に、通報者保護に関する事項を定め、当社グループに周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をする際は、総務部において受理し速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社グループは業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備に努めると共に、その運用状況の把握を行い必要により改善を図っております。また、グループ全体としてその周知徹底に努めております。その主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス基本規程をイントラに掲示し周知徹底を図ると共に、各子会社においては、この規程の内容と同等の規程を作成するか、もしくは翻訳させて使用させております。また、安全保障輸出管理規程及び安全衛生委員会規約に基づき、安全保障輸出に関する教育を海外子会社も含めて実施すると共に、安全衛生委員会を毎月1回開催しております。

更に、内部監査室及び関係会社管理室が監査を実施し、グループ全体の状況の把握に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係る文書については、文書管理規程に従い取扱うと共に、総務部が保管を行うことを定め管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本規程に基づき、リスクの未然防止に努めると共に、リスク発生に対しては総務部がグループ全体の情報収集を行うこととし、早期に親会社及び子会社間の情報の共有化を図り、損失の最小限化に努めております。またリスクが発生した場合には迅速に情報開示できるように、IRグループを社長室所属としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は12回の定時開催と、4回の臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うと共に、取締役会には監査役も出席して、情報の共有化及び透明性のある意思決定を図っております。また、毎月営業会議、管理会議、研究開発会議を開催し取締役、監査役、使用人の間で、情報や問題意識の共有化及び課題対応の方針の明確化に努めております。更に職務権限規程及び組織・業務管理規程を組織変更時に速やかに見直し、業務に支障が起きないように努めております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室が当会社企業集団の財務報告に係る内部統制の有効性評価を行い、業務の適正を確保しております。また、関係会社管理室が、グループ子会社に対して円滑な運営が実施できるように指導を行うと共に、各子会社は経営上の重要事項等については毎月1回開催される取締役会において議論を行い、関係会社管理室も参加して問題解決に努めております。更に子会社の役員等が毎月本社取締役会及び営業会議に参加すると共に、子会社の運営状況等重要事項の報告をして、グループ全体としての認識の共有化に努めております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその実効性を確保する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制
該当する状況は無く、使用人は置いておりません。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役に求められた報告者は、迅速にその報告を行うと共に、必要により随時報告及び意見交換を行っております。
- ⑧ 監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないようにする体制
コンプライアンス通報規程に通報者保護に関する事項を定めて、イントラに掲示し周知徹底すると共に、監査役監査基準に通報者が不利な取り扱いを受けないことが確保されているかを確認することを定めております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針
監査役の海外子会社等への往査の業務実施に必要な出張経費を、総務部において迅速に処理しております。

(3) 反社会的勢力排除、対応に関する基本方針

当社は、企業行動指針で、違法行為や反社会的行為に係わらないよう良識ある行動に努め、反社会的な勢力とは関係を持たず、毅然とした態度で臨む旨を規定して、日常の企業行動の基本としております。

また、「神奈川県企業防衛対策協議会」(神企防)に加盟し、定期的に関催される会合に出席し、情報の収集及び意見の交換等を行い、会員企業と相互連携を図っております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,494	流 動 負 債	36,539
現金及び預金	12,101	支払手形及び買掛金	8,095
受取手形及び売掛金	24,132	電子記録債務	5,051
電子記録債権	368	短期借入金	200
商品及び製品	123	1年内返済予定の長期借入金	2,545
仕掛品	23,126	未払金	796
原材料及び貯蔵品	1,605	未払法人税等	115
その他	5,317	前受金	18,202
貸倒引当金	△279	賞与引当金	369
固 定 資 産	8,651	製品保証引当金	769
有 形 固 定 資 産	4,539	受注損失引当金	70
建物	374	その他	322
機械装置	3,164	固 定 負 債	9,244
工具器具備品	718	長期借入金	8,861
その他	71	繰延税金負債	104
建設仮勘定	209	退職給付に係る負債	184
無 形 固 定 資 産	1,511	資産除去債務	93
のれん	1,304	その他	0
特許権	46	負 債 合 計	45,784
その他	159	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	2,600	株 主 資 本	28,654
関係会社株式	1,177	資本金	2,847
投資有価証券	50	資本剰余金	2,974
繰延税金資産	888	利益剰余金	24,958
その他	517	自己株式	△2,126
貸倒引当金	△32	その他の包括利益累計額	△335
資 産 合 計	75,146	その他有価証券評価差額金	△0
		為替換算調整勘定	△335
		新 株 予 約 権	7
		非 支 配 株 主 持 分	1,034
		純 資 産 合 計	29,361
		負 債 純 資 産 合 計	75,146

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		54,322
売 上 原 価		39,200
売 上 総 利 益		15,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,415
営 業 利 益		5,707
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18	
補 助 金 収 入	557	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	15	
そ の 他	32	623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	59	
そ の 他	21	121
経 常 利 益		6,209
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
受 取 保 険 金	40	
そ の 他	0	43
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	8
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,245
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,953	
法 人 税 等 調 整 額	128	2,081
当 期 純 利 益		4,163
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		885
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,277

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,847	2,974	23,227	△2,125	26,924
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,547		△1,547
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,277		3,277
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,730	△0	1,729
当連結会計年度末残高	2,847	2,974	24,958	△2,126	28,654

	その他の包括利益累計 額			新 予 約 株 権	非 株 持 支 配 主 分	純 合 資 産 計
	その他有価証券評 価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括 利益累計額合 計			
当連結会計年度期首残高	△1	△79	△80	7	1,133	27,985
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,547
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,277
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1	△255	△254	－	△99	△353
当連結会計年度変動額合計	1	△255	△254	－	△99	1,375
当連結会計年度末残高	△0	△335	△335	7	1,034	29,361

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	58,057	流 動 負 債	32,568
現金及び預金	5,947	支払手形	394
受取手形	50	買掛金	5,725
電子記録債権	448	電子記録債務	4,947
売掛金	22,028	短期借入金	50
仕掛品	20,423	1年内返済予定の長期借入金	2,479
原材料及び貯蔵品	1,297	未払金	1,012
前渡金	620	未払費用	76
前払費用	73	未払法人税等	6
短期貸付金	4,059	前受金	16,861
未収消費税等	2,375	預り金	32
その他	1,004	賞与引当金	266
貸倒引当金	△272	製品保証引当金	645
固 定 資 産	8,919	受注損失引当金	70
有形固定資産	806	その他の	0
建物	34	固 定 負 債	8,460
機械装置	8	長期借入金	8,279
車両運搬具	0	退職給付引当金	181
工具器具備品	617	負 債 合 計	41,029
建設仮勘定	145	純 資 産 の 部	
無形固定資産	177	株 主 資 本	25,939
のれん	2	資 本 金	2,847
特許権	32	資 本 剰 余 金	2,503
ソフトウェア	41	資 本 準 備 金	2,503
電話加入権	0	利 益 剰 余 金	22,714
著作権	100	その他利益剰余金	22,714
投資その他の資産	7,936	別途積立金	1,300
関係会社株式	7,275	繰越利益剰余金	21,414
長期前払費用	21	自 己 株 式	△2,126
敷金及び保証金	33	新株予約権	7
保険積立金	92	純 資 産 合 計	25,947
繰延税金資産	476	負 債 純 資 産 合 計	66,977
その他	58		
貸倒引当金	△21		
資 産 合 計	66,977		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		47,931
売 上 原 価		34,181
売 上 総 利 益		13,749
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,824
営 業 利 益		4,925
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	628	
為 替 差 益	103	
そ の 他	27	758
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
そ の 他	5	29
経 常 利 益		5,654
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		5,654
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,625	
法 人 税 等 調 整 額	320	1,945
当 期 純 利 益		3,709

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	2,847	2,503	2,503	1,300	19,252	20,552	△2,125	23,778	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△1,547	△1,547		△1,547	
当期純利益					3,709	3,709		3,709	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	2,161	2,161	△0	2,161	
当 期 末 残 高	2,847	2,503	2,503	1,300	21,414	22,714	△2,126	25,939	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1	△1	7	23,785
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,547
当期純利益				3,709
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1	1	-	1
事業年度中の変動額合計	1	1	-	2,162
当 期 末 残 高	-	-	7	25,947

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社ブイ・テクノロジー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京嶋清兵衛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野和寿	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブイ・テクノロジーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブイ・テクノロジー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する

ことが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注

記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 ブイ・テクノロジー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京嶋清兵衛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野和寿	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブイ・テクノロジーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、

状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所と新たな子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け主に常勤監査役による往査を行いました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、社外取締役との連携につきましては、定期的な意見交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社ブイ・テクノロジー 監査役会

常勤監査役 中原 有 庸 ㊟

社外監査役 大 倉 修 和 ㊟

監 査 役 住 田 勲 勇 ㊟

社外監査役 宇 田 賢 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

当社は、将来の事業拡大や経営基盤強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、配当の安定性・継続性を考慮のうえ、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。上記の基本方針及び当期業績等を勘案し、第23期の期末配当金は、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円 総額386,779,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日（金曜日）

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	すぎもと しげと 杉本重人 (1958年7月9日)	1981年4月 (株)測機舎(現(株)トプコン)入社 1996年4月 同社計測営業部部长 1997年12月 当社代表取締役社長 2005年6月 (株)ブイ・イメージング・テクノロジー 代表取締役社長 2015年12月 VETON TECH LIMITED董事 (現任) 2017年2月 当社VTカンパニー長 2017年12月 (株)ブイ・イー・ティー取締役(現任) 2019年6月 当社代表取締役兼社長執行役員 開発本部長(現任) (選任の理由) 創業以来、代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、グループの発展を牽引し、企業価値向上に努めてきたこと、豊富な経営経験を有する経営者であり、また卓越した業界知識を持つことから、グループの発展及び更なる企業価値向上に不可欠と判断されることにより、引き続き取締役として適任と判断いたしました。	1,174,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
社外 2	き ど じゅん じ 城 戸 淳 二 (1959年2月11日)	1989年3月 山形大学助手 工学部高分子化学科 1995年5月 同大学助教授 工学部物質工学科 1996年4月 同大学助教授 大学院工学研究科 生体センシング機能工学専攻 2002年11月 同大学教授 工学部機能高分子工学科 2007年4月 同大学教授 大学院理工学研究科 有機デバイス工学専攻 2009年7月 ユウロピウム(株)代表取締役社長 2012年4月 山形大学卓越研究教授 同大学院理工学研究科有機デバイス工 学専攻 (現任) ナチュラルプロセスファクトリー(株) 代表取締役社長 2015年6月 当社社外取締役 (現任) オーガニックライティング(株)取締役 2016年11月 (株)ベジア代表取締役社長 (現任) 2017年4月 (株)フラスク取締役 (選任の理由) 1993年に初の白色有機ELの開発に成功するなど、有機 ELディスプレイ等についての豊富な経験に基づく高 い見識と、企業経営者としての実績を有しており、こ れまで社外取締役として適切な助言及び提言を行って きた実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任と 判断いたしました。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	てん にち かず ひと 天 日 和 仁 (1959年8月22日)	1983年4月 日本精工(株)入社 2003年6月 同社中国精機本部長 2010年4月 同社海外プロジェクトチーム部長 2011年10月 同社直動技術センター試験研究部長 2014年4月 N S Kテクノロジー(株)代表取締役社長 2015年6月 (株)VNシステムズ代表取締役社長 VN Systems Korea Co.,Ltd.理事 VN Systems Taiwan Co.,Ltd.董事長 2015年8月 当社入社、執行役員 2015年12月 Shanghai VN Systems Co.,LTD. 董事長 2016年6月 当社取締役 2017年2月 当社取締役兼VNSカンパニー長 2017年7月 V-Technology (Shanghai) Human Resource Management Co., Ltd. 董事長 (現任) 2019年3月 Kunshan V Technology Co., Ltd. 董事長 (現任) 2019年6月 当社取締役兼執行役員生産本部長 (現任) (選任の理由) 入社以来、当社グループの業績の柱であった液晶用露 光装置事業の責任者として経験・実績を重ねてきた後 に、生産部門の責任者として効率的な生産やコストメ リットの享受などの実績により、グループの発展及び 更なる企業価値向上に不可欠と判断されることによ り、引き続き取締役として適任と判断いたしました。	600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	かん ざわ ゆき ひろ 神 澤 幸 宏 (1962年10月17日)	1987年 4 月 住友信託銀行(株) (現三井住友信託銀行 (株) 入社 2005年 6 月 当社入社、(株)ブイ・イメージング・ テクノロジー出向 同社執行役員管理部長 2010年 1 月 当社財務部長 2011年 8 月 当社管理部長 2013年 4 月 当社財務・経理部長 2014年 6 月 当社執行役員財務・経理部長 2014年12月 Kunshan V Technology Co.,Ltd. 董事 2015年12月 Shanghai VN Systems Co.,Ltd.董事 VETON TECH LIMITED董事 (現任) 2016年 4 月 オー・エイチ・ティー(株)取締役 (現任) 2017年 6 月 当社取締役管理担当兼財務・経理部長 2017年12月 (株)ブイ・イー・ティー監査役 (現任) 2018年 4 月 Zhejiang Chip Sunshine Equipment Technology Co., Ltd. 監事 (現任) 2018年 6 月 当社取締役管理担当 2018年 7 月 当社取締役管理担当兼社長室長 2019年 4 月 (株)フラスク取締役 (現任) 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼 社長室長 2019年 9 月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼 社長室長兼経営企画室長 (現任) 2019年10月 V Investment China Co., Ltd. 董事長 (現任) (選任の理由) 入社以来、主に管理部門の責任者として経験・実績を 重ね経営を支えてきたこと、多くのM&A案件をまとめ 業績を向上させた実績などグループの発展及び更なる 企業価値向上に不可欠と判断されることにより、引き 続き取締役として適任と判断いたしました。	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 5	にしむらひでと 西村 豪 人 (1953年7月14日)	1978年4月 三菱商事(株)入社 2002年6月 同社エネルギー事業開発部長 2006年12月 エムシー・エクスプロレーション (現三菱商事天然ガス開発(株)) 常務取締役経営企画本部長 2007年6月 同社常務執行役員CFO 2008年3月 同社代表取締役常務執行役員COO 2009年4月 三菱商事(株)理事 三菱商事石油開発(株)(現三菱商事 天然ガス開発(株)) 代表取締役副社長 2013年10月 エー・アイ・キャピタル(株)常勤顧問 2017年10月 MIRAI経営戦略研究所代表 (現任) 2018年4月 (株)パネル社外取締役 2018年6月 当社社外取締役 (現任) (選任の理由) 経営コンサルタントや長年にわたる実業界での経験に 応じて培われた経営戦略策定に関する高い見識をもと に、客観的な視点から社外取締役として適切な助言及 び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外取締 役として適任と判断いたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 城戸淳二氏及び西村豪人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 城戸淳二氏は当社社外取締役ですが、社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 西村豪人氏は当社社外取締役ですが、社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、城戸淳二氏及び西村豪人氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、城戸淳二氏の再任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、西村豪人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち住田勲勇、宇田賢一の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">す み た い さ お 住 田 勲 勇 (1943年8月21日)</p>	<p>1970年4月 松下電器産業(株)入社 1995年5月 北米Plasmaco Inc.転勤 上席副社長 2003年9月 NBC(株)入社 技術顧問 2008年10月 当社入社 執行役員ソーラーシステム 事業推進統括 2010年6月 執行役員 企画担当兼企画部長 2012年4月 執行役員 企画担当 2012年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(選任の理由) 長年の実業界における経験及び当社での企画担当執行 役員の経験により、グループの事業運営にかかる充分 な経験と知識を有することから、取締役会及び監査役 会において意思決定の適正性を確保するための助言、 提言を行ってきた実績を踏まえ引き続き監査役として 適任と判断いたしました。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外 2</div>	う だ けん いち 宇 田 賢 一 (1948年11月30日)	1975年 4 月 日本生命保険相互会社入社 1995年 7 月 同社株式部次長兼日本ベンチャー キャピタル株式会社設立準備室長 1996年 2 月 日本ベンチャーキャピタル(株) 投資第3部長 2002年 6 月 同社取締役 投資部長兼 投資管理部担当 2007年 4 月 事業創造キャピタル(株)代表取締役社長 2009年 4 月 事業創造大学院大学事業創造研究科 教授 2011年 4 月 同大学院大学事業創造研究科研究科長 2017年 4 月 同大学院大学新潟地域活性化研究所 教授 (現任) 2018年10月 当社社外監査役 (現任) (選任の理由) 企業経営者としての豊富な経験と実績により、広い視 野からの客観的・中立的な監査を行い、取締役会及び 監査役会において意思決定の適正性を確保するための 助言、提言を行ってきた実績を踏まえ引き続き社外監 査役として適任と判断いたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇田賢一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 宇田賢一氏は、当社監査役に就任して、本総会終結の時をもって1年9カ月であります。
4. 当社は、住田勲勇氏及び宇田賢一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、宇田賢一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は「基本報酬」のみで構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額5億円（うち社外取締役については年額4千万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2021年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	2021年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の

処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3） 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

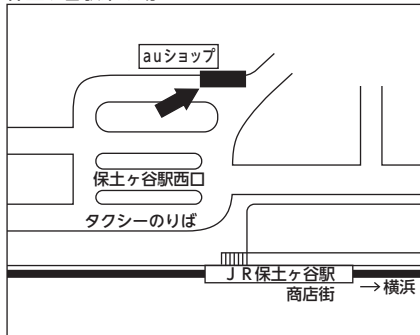
株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
 横浜ビジネスパーク ウエストタワー 7階 大会議室

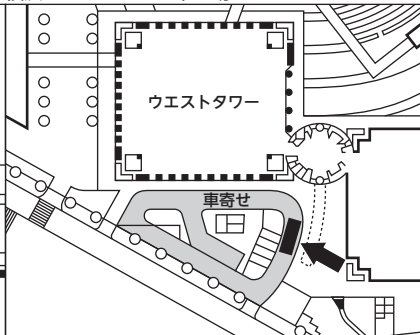


- ・最寄駅
 相鉄天王町駅下車徒歩5分
 J R 保土ヶ谷駅下車徒歩12分
 J R 保土ヶ谷駅下車
 シャトルバス約6分
 ※シャトルバスは無料です。
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(シャトルバスのご案内)
 保土ヶ谷駅乗り場



横浜ビジネスパーク乗り場



保土ヶ谷駅西口発車の時刻表
 (シャトルバス)
 < 9時 >
 00, 12, 24, 36, 48

※ なお、シャトルバス乗り場には案内板がございませんのでご注意ください。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。